

- 都における個人情報の取扱い
(個人情報保護法対応部会における報告)
 - 1 個人情報の定義等
 - 2 事務登録簿と審議会等の関係
 - 3 いわゆる機微情報等の取扱い
 - 4 非開示情報等
 - 5 個人情報保護法改正対応部会 想定スケジュール
(予定)

1 個人情報定義等

個人情報の定義規定

他の情報との照合

完全照合性を採用

個人識別符号

規定なし

死者に関する情報の取扱い

対象外(生存している個人に関する情報のみ規制対象)

要配慮個人情報

規定なし ※ 一定の情報の収集制限規定はある
例: 思想、信教及び信条、社会的差別の原因となる個人情報

非識別加工情報

規定なし

個人情報の保有状況を記録した公表帳簿

個人情報取扱事務届出

個人情報取扱事務登録簿方式を採用

- ・ 収集制限情報の有無等を記載し、情報公開課に届出、HP公表
- ・ 情報公開・個人情報保護審議会から新規届出に関し意見聴取

※ 届出事務総数: 4,449件(令和2年3月31日末時点)

2 事務登録簿と審議会等の関係

外部提供の手続等に関する規定

原則

目的外利用・提供を禁止 ※ 目的を基準とした制限であり、外部提供制限ではない

例外規定

「本人の同意」「法令等の定め」
「個人の生命、身体又は財産の安全を守るため」など

手続

主務課が提供の可否を判断 ※ 第三者機関の関与規定はなし
(情報公開課への報告規定あり)

第三者機関

個人情報保護審査会

役割

非開示決定等の審査請求について、実施機関の
諮問を受けて審議

構成員

委員12名(全3部会)

※ 原則非公開、年10回程度開催

情報公開・個人情報保護審議会

役割

個人情報保護制度に関する重要な事項を審議、
又は制度運営に意見(新規事務意見聴取を含む)

構成員

委員8名、臨時委員2名

※ 原則公開、年1~2回程度開催

3 いわゆる機微情報等の取扱い

規制**客体**（定義）と規制内容（**取扱**）に区別

収集制限情報（都条例5条1項）

【**定義**】実施機関は、保有個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときは、**東京都規則**で定めるところにより、**次に掲げる事項を知事に届け出なければならない**。

届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。

・保有個人情報の記録項目（同条同項4号）

【**取扱**】条例第五条第一項又は第三項の保有個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止の届出は、保有個人情報取扱事務届出書（**別記様式**）により行うものとする（東京都個人情報の保護に関する条例施行規則3条）。

保有個人情報の対象者の範囲		参加希望者及び講師等				
基本的事項		心身の状況	家族状況等	社会生活	収集制限事項	その他
保有個人情報の記録項目	<input type="checkbox"/> 識別番号	<input type="checkbox"/> 健康状態	<input type="checkbox"/> 家族状況	<input checked="" type="checkbox"/> 職業 <input checked="" type="checkbox"/> 職歴	<input type="checkbox"/> 思想	<input checked="" type="checkbox"/> 口座情報
	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名	<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	<input checked="" type="checkbox"/> 学歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業	<input type="checkbox"/> 信教	<input checked="" type="checkbox"/> その他*
	<input type="checkbox"/> 本籍 <input type="checkbox"/> 国籍	<input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰	<input type="checkbox"/> 信条	
	<input type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 年齢			<input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 評価	<input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報* (収集理由)	
	<input type="checkbox"/> 性別			<input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 収入	<input type="checkbox"/> 法令等*	
	<input checked="" type="checkbox"/> 住所			<input type="checkbox"/> 納税状況	<input type="checkbox"/> その他*	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電話番号			<input type="checkbox"/> 公的扶助		
	<input checked="" type="checkbox"/> 電子メールアドレス			<input type="checkbox"/> 趣味		
保有個人情報の処理形態		<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録以外 <input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> オンライン結合				

4 非開示情報等

非開示情報：情報公開制度との運用の一体性

情報公開制度・個人情報保護制度で
ほぼ同内容の非開示情報を規定、解釈もほぼ同様

非開示条項

法令秘情報
個人に関する情報
事業活動情報
犯罪の予防・捜査等情報
審議、検討又は協議に関する情報
行政運営情報
任意提供情報
特定個人情報★
死者の個人番号★

法定代理人との利益相反情報
同一世帯に属する者の特定個人情報★

情報公開条例

個人情報保護条例

法定代理人による請求

未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、当該開示請求が、本人の利益に反することが明確である場合はこの限りでない。★

イ 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報
ロ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が2人以上いる場合であって、法定代理人の1人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報★

★平成27年改正時に新設

5 個人情報保護法改正対応部会 想定スケジュール(予定)

令和3年7月20日	<u>第1回対応部会（概要、個人情報ファイル、匿名加工情報等）</u>
8月4日	国：令和4年～国施行に係る政令等案の公表、意見募集開始 都：対応部会での議論等を踏まえ、意見提出など国と調整
10月18日	<u>第2回対応部会（非開示情報、代理人開示請求、関連条項等）</u>
12月頃	<u>第3回対応部会（個人情報保護・開示等制度の諸課題：小括）</u> ※訂正・利用停止制度、要綱・手引・様式・通達等への影響等含む
令和4年頭	国：令和5年～地方施行に係る政令等案の公表、意見募集開始 都：対応部会での議論等を踏まえ、国と調整
2月頃	<u>第4回対応部会（中間整理案）</u> ※特定個人情報保護条例、届出すべき条例等含む
5月頃	<u>第5回対応部会（中間整理）</u> ⇒ 審議会（本会）に報告
春頃	国：改正法施行（国独法等含む） 都：国の施行状況を注視し、1年後の地方施行に向けて調整
以降	都民等への意見募集、都議会定例会への条例案提出、 可決後の国への届出、要綱・手引等の作成・庁内周知
令和5年春頃	都：改正法施行（道府県・指定都市は匿名加工情報制度も開始） ※事業者から個人情報ファイル簿を基に加工提案を受付け